

TACTNEWS

No.874

持分の定めのない法人への預金移転で贈与税が問題になった事例

1 持ち分の定めのない法人への贈与と課税問題

持ち分の定めのない法人へ財産を贈与又は遺贈をして、その贈与等をした人の親族等の贈与税又は相続税の負担を不当に減少させる結果になると認められる場合、その法人を個人と見なして、贈与税又は相続税を課税する規定があります(相法 66④)。これは平成 20 年度税制改正で、一般社団法人等を用いた租税回避に対する防止策として改めて整備されたものです。

ポイントは、一定の基準を全て満たし、その贈与等をした人の親族等の贈与税又は相続税の負担を不当に減少させる結果になると認められないとされるかどうかです(相令 33③)。

今回は、この規定の適用を巡って争われた、つい最近の裁決事例を紹介します。

2 令和 3 年 5 月 20 日裁決

事案は、ある宗教法人を舞台としたものです。問題になった行為は、前住職(故人)が生前、平成 27 年に宗教法人の口座に 3 千万円を超える預金を移動させたこと。相続人に対する相続開始前 3 年内の贈与財産なら相続税の計算上加算されますが、国税当局は、上記行為につき住職の親族の相続税の負担を不当に減少させる結果になるとして、宗教法人を個人と見なして贈与税を課税しました。宗教法人はこれについて、「贈与」ではないとして審査請求に至り、最終的には国税不服審判所(以下、審判所という。)が贈与税の課税を全部取消したという事案です。争点は次の通りです。

- (1)問題の資金移動は、前住職(故人)から請求人(宗教法人)への財産の贈与に該当するか否か(相法 66④)に規定する財産の贈与の有無(争点 1))。
- (2)問題の資金移動により相法 66④)に規定する相続税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否か(争点 2)。

3 審判所における贈与の認定・判断

争点 1 について、不服を申立てた宗教法人側では、前住職名義の口座にあったお金は、宗教法人の余剰金などを原資とするものが大半で、もともと宗教法人のものなどと主張していました。しかし審判所は、前住職の口座にあった金融資産の原資が宗教法人の収入であることをうかがわせる事情は見当たらないなどとして、その帰属は前住職にあるとしました。これを受けて、お金の宗教法人の口座への移動により、宗教法人

に経済的利益が生じているから、移動したお金は「贈与により取得したものとみなされる」と判断しました。

4 審判所における不当減少の認定・判断

次に争点 2 についてです。審判所は、「贈与者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるかどうかは、(中略)その時点において、その法人の社会的地位、寄附行為、定款等の定め、役員構成、収入支出の経理及び財産管理の状況等からみて、財産の提供者等ないしはその特別関係者が、当該法人の業務、財産の運用及び解散した場合の財産の帰属等を実質上私的に支配している事実があるかによって判断すべき」と判断基準を示しました。

そして審判所は、具体的には相令 33③を基に、①法人運営が適正であるかどうか(定款等に法人の役員等に占める親族関係者等の割合が 3 分の 1 以下にする旨の定めがあるかどうか)、②法人に贈与した者や役員等又はその親族などに特別の利益を与えないかどうか、③定款等に残余財産の帰属先について国等とする旨の定めがあるかどうか、④法令順守しているかどうか…をチェックしました。

まず①については、この宗教法人の寺院規則に役員等に占める親族関係者等の割合が 3 分の 1 以下にする旨の定めはないとしつつも、②については、前住職らが私的に業務運営や財産管理を行っていたり、私的に財産を消費・使用したと認められないこと、③残余財産について、国等その他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めはないが、この宗教法人の寺院規則では「法人の解散には、責任役員等の定数の全員及び総代並びに門徒の 3 分の 2 以上の同意を得た上、管長の承認及び県知事の認証を受付けなければならない旨定めており、前住職らの意思のみで恣意的に解散等を行うことは事実上、困難と認められる」ことを指摘しました。結論として審判所は「前住職らが、請求人の業務、財産の運用及び解散した場合の財産の帰属等を実質上私的に支配している事実は認められない。したがって、本件各資金移動により相続税法第 66 条第 4 項に規定する贈与者である前住職(故人)の親族等の相続税の負担が不当に減少する結果となるとは認められない」として贈与税の課税を取り消しています。弾力的な制度運用もありうるといういいのでしょうか。

(遠藤 純一)